

# 学校いじめ防止基本方針



平成28年9月改訂

茅ヶ崎市立東海岸小学校

# 茅ヶ崎市立東海岸小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そして、いじめはどの児童にも起こりうることで、被害者になったり加害者になったりすることがあるということを認識する必要があります。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いようにします。そのために、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する教職員及び児童の理解を深め、いじめの防止等の対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### （いじめの禁止）

本校は、いじめを決して許しません。

### （学校及び職員の責務）

すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 3 いじめの防止等に関する内容

### （1） いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめのメカニズムや特質等について校内研修や職員会議を通して理解を深め、組織的に対応します。
- ・教職員が児童と温かい信頼関係を作り上げていくために、教育相談の考え方や態度を身に付けるとともに、児童の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。
- ・道徳教育や人権教育、異学年交流の充実など、児童が他を思いやることができる心を育むための教育を、学校の教育活動全体を通じて充実させていきます。
- ・児童の自主的・主体的な活動を推進することを通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めます。
- ・交流活動や行事・ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、家庭や地域と共通理解を図り、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

## (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・児童からのいじめのサインを見逃さないために、教職員は日ごろから児童をしっかりと観察し、気がついたことはどんな小さなことでも積極的に情報交換をします。
- ・年間を通して児童が教員と面談ができる時間を計画的に確保し、児童理解に努め、信頼関係を深めるとともに、いじめやそのサインを発見します。
- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を年2回（6月、12月）実施します。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。

## (3) いじめの早期解決及び再発防止の取組み

- ・いじめに係る相談を受けた場合、またはその疑いがある行為を見た場合は、速やかに事実の確認をします。
- ・いじめを発見した場合は、速やかに状況を確認し、指導します。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処します。
- ・いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行うとともに、いじめを行った児童に対しても指導や支援及び保護者への助言や支援を継続的に行います。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。また、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うとともに、教職員研修にも努めます。

## 4 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に1回程度、定例開催するとともに、いじめと疑われる相談・通報があった場合にも、随時開催します。

### (1) 「いじめ防止委員会」の構成

管理職、共生グループ代表、児童指導担当、教育相談コーディネーター、学年代表、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、担任や依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

## (2) 活動内容

- ◎基本方針・年間計画作成とその実行
- ・いじめ防止等の取組内容の検討
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

## 5 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

### (1) 「緊急いじめ対策委員会」の構成

「いじめ防止委員会」や当該学年、教育委員会担当者などから事案内容により構成します。

また、心理や福祉の専門家、警察官経験者などの第三者の参加を図ります。

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・いじめに関わった児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法での情報の提供・説明
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめに関わった児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

## 6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価に加えたり、独自の評価を行ったりして、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの未然防止の取組みに関すること
- ・いじめの早期発見の取組みに関すること
- ・いじめの再発防止の取組みに関すること

また、いじめという行為は絶対に許されないという立場に立った上で、いじめの実態把握、いじめに対する措置及び児童・保護者への支援等の本校の取組みについて学校評価等も参考に検証し、修正を行います。